

専 決 処 分 書

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和5年3月31日

伊丹市長 藤 原 保 幸

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する
条例（令和５年伊丹市条例第１３号）

（市税条例の一部改正）

第１条 市税条例（昭和２９年条例第３１６号）の一部を次のように改正する。

第４６条中「第５号の１５様式」の右に「又は第５号の１５の２様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第４８条第１項及び第５項中「第２２号の４様式」の右に「又は第２２号の４の２様式」を加える。

第５０条第１項中「第２２号の４様式」の右に「又は第２２号の４の２様式」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に改める。

第９８条第１項中「によつて」を「により」に改め、「第３４号の２の５様式」の右に「又は第３４号の２の５の２様式」を加え、同条第５項中「第３４号の２の５様式」の右に「又は第３４号の２の５の２様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第１０１条第１項中「第３４号の２の５様式」の右に「又は第３４号の２の５の２様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

附則第８条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

附則第１０条中「、第６３条又は第６４条」を「又は第６３条」に、「、第６３条若しくは第６４条」を「若しくは第６３条」に改める。

附則第１０条の２第３項中「附則第１５条第１５項」を「附則第１５条第１４項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２３項第１号」を「附則第１５条第２２項第１号」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２３項第２号」を「附則第１５条第２２項第２号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２３項第３号」を「附則第１５条第２２項第３号」に改め、同条第７項中「附則

第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項を削る。

附則第10条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の3を削り、附則第15条の3の2を附則第15条の3とする。

附則第15条の7第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

(都市計画税に関する条例の一部改正)

第2条 都市計画税に関する条例(昭和32年条例第411号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第20項中「第10項, 第14項から第18項まで, 第20項, 第21項, 第25項, 第28項, 第32項から第36項まで, 第39項, 第40項若しくは第44項」を「第9項, 第13項から第17項まで, 第19項, 第20項, 第24項, 第27項, 第31項から第35項まで, 第38項, 第39項, 第43項若しくは第46項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は, 令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附

則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前の市税条例附則第15条の3及び第15条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後の市税条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第2条の規定による改正後の都市計画税に関する条例附則第20項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。